



寝屋川市役所労第 9 号

2018年5月11日

寝屋川市長
北川法夫様

寝屋川市役所職員労働組合
執行委員長 森本 健



2018年夏期総合生活改善闘争に関する要求書

貴職におかれましては常日頃の地方自治確立に向けたご健闘に対し、心から敬意を表します。つきましては、下記の事項について誠意ある回答をされるよう要求します。

記

1. 平成 29 年 12 月 1 日付総人第 1840 号で当局より提示のあった「人事・給与制度改革プランの策定について」は、各々の項目について協議を行ない、労使合意を前提に実施すること。また、主査に代わる新しい管理監督職の在り方について早急に労使協議を開始すること。
2. 夏季一時金については、条例分を 6 月 29 日に支給すること。
3. 夏季休暇については 7 日とし、取得期間は 6 月 1 日から 10 月 31 日までとすること。
4. 2019 年度新規採用職員にあたっては、「第 6 期定員適正化計画」を基本に、予定者数及び職種について今後の退職者数や業務量・質等を十分に考慮し、労使協議のうえ柔軟に対応すること。特に、現業職員については採用を再開すること。
5. 各職場における人員配置については、退職予定者数等を十分考慮したうえで配置すること。
6. 人事評価制度については、被評価者が自己の評価結果について十分に納得する説明と、被評価者の評価を高めるための明確な指導と助言が評価者に求められています。そのため、各評価者が制度を熟知するまで、きっちりとした評価者研修を行うこと。
7. 7 月の安全月間に職場巡視行動を実施し、そのための必要な体制を整備すること。また、メンタルヘルス対策のなおいっそうの充実に努めること。
8. 臨時・非常勤等職員の賃金改善のため、2020 年施行予定の地方公務員法等の対応にむけて、新たな一般職非常勤職員（会計年度任用職員）の勤務条件等に関し、制度確立にむけた協議・交渉を進めること。
9. 法改正の主旨を踏まえ、現在寝屋川市で働く臨時・非常勤等職員の労働条件の改善を行うこと（引下げにつながる見直しを行わないこと）。

以 上

